

公募型プロポーザル実施要領

本実施要領は、丸亀市コミュニティセンター太陽光発電設備等整備工事を実施する事業者を公募型プロポーザルにて、選定するために、必要な事項を定めるものとする。

参加者は、この実施要領の内容を踏まえ、技術提案書及び関連書類を提出するものとする。

記

1 目的

本市は令和3年に、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を宣言し、二酸化炭素をはじめとした温室効果ガス排出制限やエネルギーの省エネ化に取り組んでいる。

本要領は、市が所有するコミュニティセンターに設計、施工を合わせた整備方式により、太陽光発電設備及び蓄電池を設置し、平時の電源として利用することにより温室効果ガス排出制限及び非常時等に対するレジリエンスの向上を目的とした、技術提案を募集し、価格及び温室効果ガス排出量の削減等を総合的に評価して、最も優れた技術提案をした事業者を契約者として決定した上で、デザインビルド方式として発注することを目的に実施する。

なお、本事業は、発電した電気を自ら使用する自家消費型（非FIT/FIP）として整備するものである。

2 業務の内容

- (1) 件 名 丸亀市コミュニティセンター太陽光発電設備等整備工事
- (2) 整備施設 城北コミュニティセンター
城西コミュニティセンター
城乾コミュニティセンター
岡田コミュニティセンター
- (3) 業務内容 別紙「要求水準書」のとおり
- (4) 業務期間 契約締結日から令和7年11月28日（金）まで

3 事業限度額 45,000,000円（消費税等相当額含む）

4 実施スケジュール

本スケジュール実施に係るスケジュールは以下のとおり予定している。

項 目	日 程
プロポーザル実施の公表	令和7年2月19日（水）
各施設の図面、構造検討書、各施設の1年間の電力使用量の30分値、使用電力量、現在の電力契約の情報等の提供	令和7年2月19日（水）～3月3日（月）
現地調査	令和7年3月4日（火）・5日（水）
質問受付期間	令和7年3月5日（水）～10日（月）

	17時まで
質問への回答	令和7年3月12日（水）
プロポーザル参加表明書兼資格確認審査申請書等の提出期限	令和7年3月18日（火）17時まで
参加資格確認通知書の送付	令和7年3月21日（金）
技術提案書及びデータを保管した電子媒体（CD-R）の提出期限	令和7年5月19日（月）17時まで
※参加表明者数4者以上の場合は1次審査を実施し、審査結果を通知するものとする。 （合計点上位3者で本審査を実施する。）	
技術提案書審査（対面によるプレゼンテーション及び質疑応答）	令和7年5月26日（月） （プレゼンテーション15分程度、ヒアリング10分程度）
事業予定者の発表（審査結果通知）	令和7年6月上旬
詳細協議	令和7年6月上旬
契約の締結	令和7年6月上旬

5 資格要件

下記のすべての要件を満たすこととする。

- (1) 建設業法第16条の規定による施工体制が構成される者
- (2) 丸亀市建設工事指名競争入札参加者資格基準第3条の等級別格付けで電気工事のA等級の格付けを受けている者
- (3) 香川県内に本社又は支店を有し、専門技術者等の十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有している法人とする。
- (4) 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。
 - ・電気事業法（昭和39年法律第170号）による第一種、第二種又は第三種電気主任技術者
- (5) 監理技術者又は主任技術者は、施工実績と同等以上の工事の元請業者の監理技術者、主任技術者、担当技術者又は現場代理人（当該電気一式工事に係るものに限る。）としての施工経験がある者とする。
- (6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (7) 丸亀市指名停止等措置規程による資格(指名)停止を、参加表明書提出の日までに受けていないこと。なお、契約締結日までに同様の資格(指名)停止を受けた場合は契約しない。
- (8) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (9) 会社更生法第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (10) 民事再生法第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団準構成員並びに暴力行為の常習者又はそのおそれのある者でないこと。
- (12) 参加表明者数が4者以上となった場合、「価格点」と「評価基準 非価格要素点 6. 独自提案」により1次審査を行い、合計点上位3者が本審査に参加できる。

6 公募の手続き等

(1) 必要資料の提供

技術提案書の作成のために必要な建築及び電気図面、構造検討書、現在の電力契約・使用電力量等の情報については、市が書類及びデータを提供するものとする。なお、令和7年3月4日以降の提供は不可とする。

(2) 現地調査の希望確認

今回整備予定の施設への現地調査を希望する場合、現場調査希望書（様式1）を提出するものとする。

なお、現地調査日程について、別途調整するものとする。

(3) 質問及び回答

質 問 令和7年3月10日（月）17時までに、電子メールにて「13 担当者」へ提出すること。

質問書の様式は任意とする。

回 答 提出された質問に対する回答は、令和7年3月12日（水）に電子メールにより回答するとともに、市ホームページに公開する。

(4) 参加表明兼資格確認申請書等

申込期日：令和7年3月18日（火）17時まで（必着）

申 込 先：丸亀市産業生活部生活環境課ゼロカーボン推進室（「13 担当者」参照）

申込方法：持参又は郵送（書留郵便に限る）

提出書類：ア 参加表明書（様式2号）

イ 会社概要

ウ 納税に関する証明書（発行から3か月以内のもの）

・丸亀市内の企業の場合：下記（ア）・（イ）・（ウ）を提出

・香川県内かつ丸亀市外の企業の場合：下記（イ）・（ウ）を提出

（ア） 丸亀市税全税目についての完納を証明する書類又はその写し

（イ） 香川県税全税目についての完納を証明する書類又はその写し

（ウ） 法人税、消費税及び地方消費税の完納を証明する書類又はその写し

(5) 参加資格審査

参加表明提出時に、担当部署（丸亀市産業生活部生活環境課ゼロカーボン推進室）において提出書類等により参加資格審査を行い、令和7年3月21日（金）に電子メールにて通知する。（正式文書は後日郵送する。）

(6) 技術提案書及びデータを保管した電子媒体（CD-R）の提出期限

申込期日：令和7年5月19日（月）17時まで（必着）

申 込 先：丸亀市産業生活部生活環境課ゼロカーボン推進室（「13 担当者」参照）

申込方法：持参又は郵送（書留郵便に限る）

提出書類：

ア 技術提案書（様式3号）

イ 技術提案書資料（様式自由）

用紙サイズはA3横、片面印刷とし、下記提案項目について、別紙「要求水準書」に基づき作成すること。

なお、資料は表紙を除き合計10枚程度とし、各10部提出すること。

「8 評価基準」の下記項目について作成すること。

(ア) 企画提案について

・導入設備の内容

製品の性能や保証期間、使用電力に対する導入容量の妥当性について記載すること。

・二酸化炭素排出量の削減効果

〔積算方法 単位：kg-CO₂〕

$$\text{CO}_2\text{排出量} = \text{電気使用量 (Kwh)} \times \text{排出係数 (0.370kg-CO}_2\text{/kwh)} \times \text{地球温暖化係数 (1)}$$

上記積算方法を用い、排出量削減の提案について記載すること。

・発電効果の見える化

施設利用者に対する脱炭素を図るための具体策について記載すること。

・災害時、非常時利用の内容

停電時の太陽光発電・蓄電設備の活用について記載すること。

(イ) 電気料金（概算）について

〔積算方法 単位：円〕

・太陽光発電・蓄電設備導入の効果

導入前後の比較を行うこと。なお、削減額は各施設の電気料金単価から積算すること。

・余剰電力の売電効果

自家消費（蓄電効果含む）できない電力を売電する場合の効果を記載すること。

上記2項目の合計した低減される電気料金を記載すること。

(ウ) 施工について

・施工体制や安全管理、各工種の施工や工期で特に工夫した点について記載すること。

(エ) 設計・監理業務について

・特に工夫した点を記載すること。

(オ) 実績について

・令和5・6年度の2年度間の実績件数等を様式4号を参考に、公共事業・民間施設（個人住宅・事業所等）、設置・蓄電容量別に記載すること。

(カ) 独自提案について

・二酸化炭素を削減するための工夫や、施工実施に工夫など、独自提案を記載すること。

(キ) 図面等

・配置図、平面図、立面図、設置予想図、電気設備図面、非常時のシステム構成図、各審査項目が判断できる図面を提供すること。

ウ 提案金額見積書及び内訳書（様式自由）

別紙「要求水準書」に基づく、設計管理業務、太陽光発電設備等整備工事費の区分ごとに必要諸経費を含め提案金額の見積書及びその内訳書を作成すること。

※ 次の場合は無効とする。

- ・金額その他主要な事項の記載が確認しがたいとき。
- ・同項目で2通以上を提出したとき。
- ・修正の容易な筆記用具により記入したとき。
- ・金額を訂正した場合において訂正印がないとき。

※ 見積書の押印がない場合は、必ず、本見積書に係る責任者（当該見積書に係る事務を担当する部門の長をいう。）及び担当者（当該見積書に係る事務を担当する者をいう。）の氏名並びに当該見積書の記載内容を確認するための連絡先を記載すること。

(7) 参加表明者数が4者以上の場合

参加表明者数が4者以上となった場合、「8 評価基準」のうち「価格点」と「非価格要素点 6. 独自提案」により1次審査を行い、合計点上位3者が本審査に参加できるものとする。

なお、審査結果は参加表明者全てに電子メールにより通知する。（正式文書は後日郵送する。）

7 ヒアリング等の要領

(1) 実施予定日：令和7年5月26日（月）

※詳細な時間等は、後日、電子メールにて連絡する。

(2) 実施場所：丸亀市役所庁舎4階特別会議室

(3) 実施時間：1者につき25分以内

・プレゼンテーション 15分以内（機器設定の時間は除く。）

・質疑応答 10分程度

(4) 留意事項

・提出した技術提案書を基に、本業務の管理責任者等が説明を行う。

・ヒアリング時の追加資料の配布は禁止とする。

・プレゼンテーション等は個別に行い、非公開とする。

・プレゼンテーション時にパソコン等の機器を使用する場合は、各自で用意すること。

・プロジェクター・スクリーンは市で用意する。

8 評価基準

技術提案書等及びヒアリングの内容に関する評価は、次表の評価基準により行う。

評価項目ごとに、プロポーザル委員会委員がそれぞれ判定し評価点を付す。

各評価項目に係る評価基準及び配点（満点120点）は、次のとおりとする。

<評価基準>

評価項目		評価の視点	配点	評価
価格点			30	(価格点) = (提案者内での最低価格/提案価格) × 30点 (整数未満切り捨て)
			小計	小計 30点

評価項目		評価の視点		配点	評価				
					優秀	やや優秀	普通	やや劣る	劣る
非価格要素	1 企画提案に関する事項	(1)導入設備の内容	・製品の性能、保証期間、選定容量等に具体性があり、かつ妥当であるか	10	10	8	5	3	1

	(2)二酸化炭素排出量の削減効果	・排出量削減に取り組む提案がなされているか、シミュレーションは妥当か	15	(提案削減量／提案者内での最大削減量) × 15 点 (整数未満切り捨て)				
	(3)発電効果の見える化	・設備導入にあたり、施設利用者の脱炭素を図るために具体的な提案があるか	10	10	8	5	3	1
	(4)災害等、非常時利用の内容	・実用性の高い提案がされているか	15	15	10	8	5	1
2	電気料金 (概算)	・電気料金がどの程度低減されるか	10	(提案低減料金／提案者内での最大低減料金) × 10 点 (整数未満切り捨て)				
3	施工について	・自社の基準や出来高管理基準、工程管理、安全管理に創意工夫がされているか ・実施体制は適切か ・施工期間が工夫されているか	5	5	4	3	2	1
4	設計・監理業務について	・自社の設計・監理基準や工程管理などに創意工夫がされているか	5	5	4	3	2	1
5	実績について	・過去に類似する施工実績があり、問題なく実施が見込めるか	10	(提案実績件数／提案者内での最大実績件数) × 10 点 (整数未満切り捨て)				
6	独自提案	・本事業による二酸化炭素排出量を削減する工夫や、施工実施の工夫など、独自の提案があるか	10	10	8	5	3	1
			小計	小計 90 点				

9 受託候補者の特定

審査委員会において、以下の手順で審査し、優先交渉権者等を決定する。

なお、審査にあたっては、プレゼンテーション・ヒアリングを実施する。

また、提案者が1者の場合でもプレゼンテーション・ヒアリングを実施する。

(1) 総合評価点の算出

価格と非価格要素の評価点から以下の算定式に基づき、総合評価点を算出する。

$\text{総合評価点 } 120 \text{ 点} = \text{価格点 } 30 \text{ 点} + \text{非価格要素点 } 90 \text{ 点}$
--

(2) 価格点審査

価格点の点数化は、以下の算式に基づいて行う。なお、評価において、現在価値換算は行わない。

事業上限額内にある提案価格を下記に定める算定方法により価格点を算定する。

$(\text{価格点}) = (\text{提案者内での最低価格} / \text{提案価格}) \times 30 \text{ 点}$
--

(例) 提案者 A の提案価格 100 百万円、

全提案者内での最低提案価格 90 百万円の場合

$$\blacklozenge \text{提案者 A の価格点} = (90 / 100) \times 30 = 27 \text{ 点}$$

(3) 非価格要素点審査

提案者の提案に対して、「評価基準」（別表）に定める算定方法により、要素点を算定する。

なお、次の 3 つの審査項目については、「評価基準」（別表）に定める算式に基づいて行うこと。

- ・「1 企画提案に関する事項 (2) 二酸化炭素排出量の削減効果」
- ・「2 電気料金（概算）」
- ・「5 実績について」
- ・ 評価時の算式例

(例) 二酸化炭素排出量の削減効果の場合

提案者 A の二酸化炭素排出量の削減効果 80 kg-CO₂

全提案者内での最大削減量 100 kg-CO₂の場合

$(\text{非価格要素点}) = (\text{提案削減量} / \text{提案者内での最大削減量}) \times 15 \text{ 点}$

$$\blacklozenge \text{提案者 A の削減量に係る要素点} = (80 / 100) \times 15 = 12 \text{ 点}$$

(4) 総合評価の実施・優先交渉権者の選定

(2)、(3)で算定した要素点から(1)に定める算定式により総合評価点を算定し、提案者のうち最も高い点数の者を「優先交渉権者」として特定する。ただし、総評価点数が満点の 60 %未満の者は、「優先交渉権者」として特定しない。提案者が一者のみでも審査を実施し、審査の結果が上記の基準点を満たす場合は、「優先交渉権者」として特定する。

次いで点数の高い者を「次点交渉権者」として選定する。

総合評価点の最も高い者が 2 人以上ある場合は、当該者によるくじ引きを実施する。

市は、優先交渉権者と提案価格の範囲内で契約内容の協議を行い、協議が調った場合には優先交渉権者と随意契約を締結する。優先交渉権者との協議が調わない場合、市は、次点交渉権者と協議を行う。

(5) 審査結果の通知

ア 受託候補者に特定した者に対し、特定した旨及び契約手続の旨を通知する。

イ 受託候補者に特定しなかった者に対しては、特定しなかった旨、特定しなかった理由（以下「非特定理由」という。）及び所定の期限までに非特定理由についての説明を求めることができる旨を通知する。

ウ 通知日 令和 7 年 6 月上旬

エ 通知方法 電子メールにより通知（正式文書を後日郵送する）

オ 非特定理由の説明

イの通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から 5 日以内に、書面により、市長に対して非特定理由についての説明を求めることができる。

この場合、市長は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日以内に、書面により回答する。

1 0 契約の締結

(1) 契約締結の手続

市長は、受託候補者に特定された者と本プロポーザルに提出された書類の内容を基本とし、要求水準書及び契約の詳細を協議のうえ、契約を締結するものとする。

なお、受託候補者に特定された者との協議が不調に終わった場合、契約を辞退した場合又は失格に該当することが判明した場合は、9の(4)において付した次の順位の者と同様の手続を行うものとする。

(2) 契約保証金及び契約保証金の減免

この契約の契約保証金の額は丸亀市契約規則第31条に基づくものとする。また、丸亀市契約規則第32条に該当する場合は免除する場合がある。

(3) 契約金の支払

契約金の支払は、丸亀市建設工事請負契約約款第33条及び第35条並びに丸亀市建築設計業務等委託契約約款第30号及び第32条の規定に基づくものとする。

1 1 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、提案者及び受託候補者の資格を取り消すものとする。

- (1) 技術提案書等が提出期限までに到着しなかった場合
- (2) 技術提案書等に虚偽の記載があった場合
- (3) ヒアリング当日に欠席又は遅刻をした場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合

1 2 その他

- (1) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、プロポーザル参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返還しない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- (4) 提出後の書類の差替え及び再提出はできない。
- (5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 業者選定手続の情報公開については、本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合には、丸亀市情報公開条例（平成17年条例第21号）に基づき対応する。また、丸亀市プロポーザル方式取扱規程（平成28年訓令第31号）第19条の規定を準用するので、プロポーザル参加者は、当該公開基準を了解のうえ参加すること。

本プロポーザルに関する情報公開基準は次表のとおりとします。

対象文書名	受託候補者 特定前	受託候補者 特定後	契約締結後		
			契約の相手方に 係る情報	契約の相手方 以外の提案者に 係る情報	左のいずれにも該当 しない情報
要領及び技術提案書提出要 請書	○	○	-	-	○
提案者名 (参加表明者も含む。)	×	○	○	○	-
(提案書類) 技術提案書	×	×	×	×	-
(提案書類) その他提出書類	×	×	×	×	-
採点表(合計点数のみ)	×	×	○	○ (事業者が特定でき ない形で公開。)	-
採点表(評価項目ごと)	×	×	○	×	-
委員名簿	×	×	-	-	×
					(委員構成は○)

(注) ○：開示 △：一部非開示情報を含む。 ×：非開示

※「一部非開示情報」とは、提案書類における社員情報や配置内訳(常勤・非常勤の別)などをいう。

1.3 担当者

〒763-8501

丸亀市大手町二丁目4番21号

丸亀市産業生活部生活環境課ゼロカーボン推進室 松尾 岡部

電話番号：0877-24-8809 FAX：0877-35-8893

E-mail：seikatsu-k@city.marugame.lg.jp